

Checkしてる？

今年の最低賃金

…都道府県ごとに毎年見直しされています。
しっかり確認して、楽しく一所懸命に働ける
よりよい職場にしていきましょう！

2024年10月1日から三重県の

地域別最低賃金は

1,023時給円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースも
あります。詳しくは、連合へご相談ください。

知らなかった
なんて…

えっ？



Check! 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者に適用されます。

Check! 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります。違反には罰金も！

Check! 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合は差額を請求できます。

「ちょっと不安」と思ったら、すぐになんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット「ゆにボ」



日本労働組合総連合会三重県連合会 (連合三重)

<https://rengo-mie.jp>

0120-154-052



連合三重

〒514-0004 三重県津市栄町1-891
三重県勤労者福祉会館内



あなたの最低賃金

今すぐチェック!

1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 基本給 + 諸手当

対象外 一時金(ボーナス) / 残業代 / 精皆勤手当
通勤手当 / 家族手当 / その他臨時の手当

2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

✓ 時給の人 時給額 そのままでOK!

✓ 日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

✓ 週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

✓ 月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

✓ 歩合給の人 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合へ相談し、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫?
ウェブでチェック!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら...
なんでも労働相談ホットラインへ!

